

答 申 第 4 7 号
平成15年11月5日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成15年6月20日付け兵公委発第053b-9004号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成 年 月 日、神戸市須磨区 でスピードレーダーによる速度取締が行われた。

- 1) この報告書全般
- 2) 同、容疑を否認したケースがある場合、これの現場警察官の報告書

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「平成 年 月 日、神戸市須磨区 でスピードレーダーによる速度取締が行われた。1)この報告書全般 2)同、容疑を否認したケースがある場合、これの現場警察官の報告書」に係る非公開の決定は取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が平成15年5月20日付けで行った非公開決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

兵庫県公安委員会(以下「諮問庁」という。)は、本件請求内容は速度取締りの場所に関する情報であって、条例第6条第3号に規定する「犯罪の捜査等に関する情報」に該当すると主張するが、「いつ、どこで、どのような体制で、何の取締りが行われたか」という過去の情報は犯罪捜査情報には該当しないので、この主張は明らかに失当である。

諮問庁は、速度取締りの場所に関する情報が公になると、犯罪捜査・予防の活動に支障を来すと主張するが、取締りの場所が公になれば、取締りを避けようとする運転者は、当該場所を通行しない、又は当該場所で違反をしないようになり、当該場所での事故は減るので、取締りの目的は達成されるし、犯罪捜査・予防の活動に支障が生じることはない。

したがって、本件処分は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件公開請求は、特定の日、場所における速度取締りに係る公文書に関する公開請求である。

速度取締りの場所に関する情報は、速度取締りが可能な場所が限定される

ことから、たとえ過去の情報といえども、速度取締りを行うことが予定されている場所に関する情報に該当する。これらの情報が公になると、運転者が当該場所で減速する又は当該場所を避けるといった回避措置を講じるため、取締り効果がほとんど期待できなくなるとともに、道路交通法違反被疑者を検挙する犯罪捜査や犯罪予防に支障が生じる。よって、これらの情報は、条例第6条第3号に規定する「公にすることにより、犯罪の予防又は捜査に支障があると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」に該当すると同時に、同条第6号アに規定する「公にすることにより、取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報」にも該当する。

一般に特定の日時、特定の場所における交通取締りに係る公文書に関する公開請求については、当該公開請求に係る公文書の存否を答えることは、特定の日時、特定の場所において交通取締りが行われているか否かを答えることとなり、条例第6条第3号及び同条第6号により保護しようとする利益が損なわれる。

- 2 したがって、本件公文書に係る公開請求に対しては、条例第9条を適用し、対象公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否する処分を行ったものである。

第4 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、特定の日、特定の場所における速度違反取締りに係る報告書及び容疑を否認したケースがある場合の現場警察官の報告書である。

2 条例第9条適用の適否について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」旨を規定している。同条は、対象文書の存否を答えることで、条例第6条各号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれることを防止する趣旨と解される。

諮問庁は、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第3号及び同条第6号アに規定する非公開情報の保護法益が損なわれるとして、条例第9条を適用したと説明するので、その適否について以下検討する。

諮問庁は、本件公文書は特定の日、場所における速度取締りに係る公文書であり、このような公文書の存否を答えることにより、条例第6条第3

号及び同条第6号アに規定する非公開情報の保護法益が損なわれると主張している。

ア 条例第6条第3号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報を非公開情報として規定している。

また、同条第6号アは、公にすることにより、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報を非公開情報として規定している。

イ 仮に本件公文書の存否を答えたとすれば、過去の特定の日、場所において速度取締りが実施されたか否かといったことが明らかになる。

諮問庁は、特定の場所が過去に速度取締りが行われたことのある場所であるという情報が公になった場合、運転者が取締りを回避する行為を行うため、取締り効果がほとんど期待できなくなると主張する。

しかし、過去の一時点において、特定の場所で速度制限違反に対する取締りが行われたことが、情報公開によって入手可能な情報となっても、その特定の取締り（可能）場所を走行する車両の運転者がすべてその場所で取締りが行われているかもしれないということを知るわけではない。また、特定の場所で速度制限違反に対する取締りが行われることがあり得ると知った者でも、その場所でいつ取締りが行われるのかは知り得ないのだから、速度制限違反の走行をしている車両の運転者が当該場所を走行する度に常に速度を落として走行するとは考えにくい。これらの点に鑑みれば、過去の一時点において行われた特定の取締りの場所を公開することによって、条例第6条第6号アにいう「おそれ」が生じるという諮問庁の主張は具体性を欠くものである。

なお、現に行われた取締りは公権力の行使局面であり、それに関連する情報は情報公開制度の趣旨からも公開すべき要請が強いものである。条例第6条第6号アの解釈においても、この点は看過されるべきではない。

さらに、諮問庁は、上記の情報が公になった場合、犯罪の捜査や予防に支障があるとも主張するが、本件は、条例第6条第3号が本来予想する司法警察に関する情報、例えば具体的な犯罪の捜査に関する資料、を公開することによって捜査に支障が生じるおそれがあるといった事案とは事実の特徴において異なっているものである。本件交通取締りは一般的に行われた速度取締りであり、本件はその取締りの一地点の情報の公開を請求するものである。一般的に行われた速度取締りにつき、取締り実施の一地点の情報を公開することによって、条例第6条第3号にいう公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすものではなく、したがって、そ

の「おそれ」が生じるという警察本部長の判断の相当性に関しては、妥当性を欠くことは明らかである。

ウ したがって、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第3号及び同条第6号により保護しようとする利益が損なわれるという諮問庁の主張は妥当性を欠くと言わざるを得ない。

- 3 以上のことから、警察本部長としては、本件公文書に係る条例第9条に基づく非公開決定処分を取り消し、同公文書の存否を明らかにした上で改めて公開決定又は非公開決定を行うべきである。
よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
15 . 6 . 20	・ 諮問書の受領
15 . 7 . 7	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
15 . 7 . 24	・ 審査請求人の意見書の受領
15 . 9 . 22 (第148回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
15 . 11 . 5 (第149回審査会)	・ 審議 ・ 答申